

EU拡大と労働者の移動



労働者の自由移動に 最長7年の移行措置 —拡大EU—

五月一日、新たな一〇カ国を加えて、欧州連合（EU）は二五カ国体制へと拡大した。歴史的・文化的多様性、地理的広がり、人口のどれをとっても先例のない地域統合の規模である。一方、以前から西欧との結びつき強い地中海の島国キプロス、マルタを別とすれば、他の八カ国はいずれも旧社会主義圏である東欧諸国。これまで西欧諸国の集まりと見られてきたEUが、第五次拡大を機に大きな歴史の転換点に立っていることは間違いない。国民一人当たりGDPを比較すると新旧加盟国間の経済格差は依然として大きく、こうした格差を背景に、大きな人の移動が始まろうとしている。旧加盟国は懸念される労働者の大量流入にどう対応しようとしているのか。EU域内の労働者の移動に焦点を当て、各国の対応を探る。

五月に一〇カ国を加えて第五次拡大を果たしたEUは、人口約四億六〇〇〇万人、域内GDP約一〇兆ドルの巨大単一市場の実現に向けて、新たなスタートを切った。「人、サービス、資本、財の自由移動」は、EU単一市場の基本理念。しかし、新旧加盟国間の所得格差、労働者の大量流入への懸念等を背景に、労働市場の完全自由化に向けては、移行措置が導入される。これにより、就学や滞在目的の移動はただちに可能になるものの、就労を目的とする労働者の移動は、最長七年制限され、完全な自由移動の実現は二〇一一年となる運びだ。

加盟条約に盛り込まれた移行措置によると、拡大当初二年間の既存加盟国の労働市場へのアクセスについては、既存加盟国の個別措置及び政策もしくは二国間協定に従う。各国の具体的な措置は、段階的市場開放、労働市場への深刻な影響が見られる場合に制限を設けるセーフガード条項の導入、受け

図1 EU新加盟国の現状

国名	人口 (万人)	一人当りGDP (EU15=100)	経済成長率 (年平均、%)	失業率 (%)
キプロス	80	77	4.8	4.4
チェコ	1025	62	1.5	8.5
エストニア	134	40	4.7	9.2
ハンガリー	992	53	3.3	5.9
ラトビア	233	35	5.7	10.7
リトアニア	347	39	2.7	11.5
マルタ	39	69	2.8	9
ポーランド	3862	41	5.3	18.9
スロバキア	540	47	3.2	16.6
スロベニア	199	69	3.9	6.4
EU (15)	38012	100	2.4	8.1
拡大EU (25)	45463	91	-	9.1

注：人口、1人当りGDPは2002年、EU15カ国を100とした指数。失業率は2004年4月。
出所：Eurostat

入れ枠を制限する定数クオータ制度の導入等さまざまな。当初二年経過後にレビューが行われ、既存加盟国の判断で、さらに三年を限度とする移行措置の延長が認められる。拡大後五年間の措置は、既存加盟国の決定に委ねられる、というシナリオになる。ただし、五年を経過した後でも、「労働市場に深刻な影響がある」との事実が客観的に認められれば、さらに二年の延長申請が可能。経過措置の期間は、最長七年という計算となる。なお、移行措置の導入にあたって既存加盟国は、加盟条約締結時点より労働市場を制限的にできない（いわゆる「停止条項」の適

用）ほか、域内労働者となる新規加盟国の労働者を域外労働者より優遇しなければならぬ。移行措置の対象となる新規加盟国は、チェコ共和国、ラトビア、リトアニア、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキアの八カ国。キプロスとマルタについては、加盟と同時に自由移動が保障されている。また、対象となるのは、既存加盟国における雇用契約を有する労働者で、学生や、自営業者（オーストリアとドイツの建設業に従事する者は除く）、EU拡大時点で既に既存加盟国で合法的に就労する労働者は、対象外となる。

流入制限に動く既加盟諸国

各国の対応に目を移すと、大量な労働者流入を懸念するドイツ、オーストリアはもろろのこと、当初は労働市場開放のスタンスだったオランダ、デンマークも制限措置を導入。最近では、労働市場は自由化する方針の英国、アイルランドも、社会保障受給権については制限する意向だ。こうした動きは新規加盟国の反発を少なからず招いており、ポーランド、ハンガリーは、逆に既存加盟国からの労働力流入を制限する措置を導入する方針を示している。たしかに、新規加盟国の国民一人あたりのGDPは、既存一五各国平均の四七％に過ぎず、失業率も二倍弱と、極めて高い(図1)。また、既存加盟国における、半移民政策を掲げる政党の優勢といった世論も大きく影響している。だが、欧州委員会がまとめた欧州統計局などの集計は、新規加盟国からの長期的流入に劇的な変化はなく、EU一五カ国人口の1％程度に過ぎないとの予測を示している。例えば、ドイツ経済研究所(DIW)の最新推計(二〇〇四年)では、中欧・東欧諸国(ブルガリア、ルーマニア含む)からの流入は、年間三二万八〇〇〇人から四〇万人程度、向こう二五年間で三七〇万人程度だとされている(図2)。このうち労働者は四〇％に満たない。経済的にも、貿易・投資機会の拡大等のプラス効果が強調されており、経過措置は無意味、あるいは過度な利用がデメリットになるとの見方すらある。

欧州委員会はこうした全体の流入の定量的把握に加え、国・地域・産業に
 応じ、拡大による影響のマグニチュードが多様であることに着目している。国別で流入の集中が予測されるのは、現時点で六割の流入を吸収するドイツを筆頭に、オーストリア、イタリアといった主要国。地域的には、国境付近の労働者の流入、越境通勤の増大に伴う地域の活性化が予測される。周辺・辺境地域の活性化による経済統合の実現は、単一市場化の利点のひとつだ。欧州委員会は、居住地を自国に構えたままでの「通勤型」労働移動のインセンティブは大きく、拡大によって、労働力の1％から8％が、国境をまたがる通勤をする可能性があるとしている。現時点で既に活発な国境地域は、フランス、ベルギー、ドイツからの通勤者が約三割にも及んでいるルクセンブルグだが、拡大後は、国境を挟んで人口密度の高い、ベルリン(ドイツ)、スチエシン(ポーランド)、ウィーン(オーストリア)、ブラチスラバ(スロバキア)、ドレスデン(ドイツ)等が活性化する見通しだ。さらに、産業別では、IT部門をはじめ人手不足が深刻な産業で、拡大によるベネフィットが顕著となる一方で、労働集約型の未熟練部門では競争が激化する見込み。経過期間中に十分なセーフティネットの提供と並行して、単一労働市場を徐々に実現していくことが課題となる。

EU全体としては、雇用戦略でも、深刻な高齢化への対応策のひとつとして「労働者の自由移動」促進が重要項目に位置付けられていることでも明らかかなように、長期的な労働力維持が、失業率の低下や雇用率の向上等の政策だけでは難しいのが現状だ。二〇〇〇



年の国連の推計によると、EU一五カ国の現状の人口規模を維持するには、一九九五年から二〇五〇年までに約四七〇〇万人の移民が必要となる。さらに、高齢化による就業人口の減少を加味すると、一五〜六四歳層では約七九〇〇万人（年間一四〇万人）もの補充の必要が予測されている。

移行期間導入により形式的・一時的な緩和措置は講じるものの、拡大に伴う域内労働市場の統合は、EUに不可欠な政策的選択といえる。労働市場自由化のマイナスイメージが最小限だとすると、経過措置期間を短縮するなど各国の積極的な政策変更もありうる。「労働者の自由移動」を保障することで、従来のインフォーマル・不法な流入は、合法的なスキームに組み込まれることになる。政策的に意味深いのは、EUが、拡大というプロセスを通じて、今後不可欠となる労働者の移動や移民の動きを、厳格な規制というアプローチから、各国の協調にもとづく秩序ある流入管理というアプローチへと徐々にシフトしている点だ。

(国際研究部
戎居 皆和)

中欧・東欧10カ国からEU15カ国への外国人流入(フロー・ストック)推計

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2015	2020	2030
外国人のフロー(純増加)										
オーストリア	23,670	29,532	29,124	26,121	22,216	18,292	14,756	4,681	1,958	-964
ベルギー	3,977	4,961	4,893	4,388	3,732	3,073	2,479	786	329	-162
デンマーク	3,388	4,227	4,168	3,739	3,180	2,618	2,112	670	280	-138
フィンランド	4,092	5,105	5,035	4,515	3,840	3,162	2,551	809	338	-167
フランス	7,789	9,717	9,583	8,595	7,310	6,019	4,855	1,540	644	-317
ドイツ	179,787	224,308	221,215	198,405	168,739	138,939	112,078	35,556	14,870	-7,323
ギリシャ	7,127	8,892	8,769	7,865	6,689	5,508	4,443	1,409	589	-290
アイルランド	71	88	87	78	66	55	44	14	6	-3
イタリア	32,342	40,351	39,794	35,691	30,355	24,994	20,162	6,396	2,675	-1,317
ルクセンブルグ	799	997	983	882	750	618	498	158	66	-33
オランダ	4,341	5,416	5,341	4,790	4,074	3,354	2,706	858	359	-177
ポルトガル	290	362	357	320	272	224	181	57	24	-12
スペイン	4,892	6,104	6,020	5,399	4,592	3,781	3,050	968	405	-199
スウェーデン	7,879	9,830	9,694	8,695	7,395	6,089	4,912	1,558	652	-321
イギリス	13,807	17,226	16,989	15,237	12,959	10,670	8,607	2,731	1,142	-562
EU15	294,250	367,114	362,052	324,720	276,168	227,394	183,433	58,193	24,338	-11,966
外国人ストック(外国人人口)										
EU15	1,274,195	1,641,309	2,003,361	2,328,081	2,604,249	2,831,644	3,015,077	3,499,818	3,669,602	3,817,409

出所：ドイツ経済研究所 (DIW) 2004年推計

中欧・東欧10カ国：エストニア、キプロス、スロヴァキア、スロヴェニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトヴィア、リトアニア

社会保障面で一定の制限かける

EU諸国の中でも、外国人に対する保護が手厚いことで知られていた英国。しかし、最近こうした対応に変化が現れている。政府は今年二月、雇面面で一定の規制を導入した他の加盟国と同様に、新規加盟国からの労働者の社会保障に制限を加えるとする規制策を発表した。これまで、外国人に対しても「社会的公平」を標榜してきた英国だが、EU拡大を機に、外国人受け入れをめぐる議論は今国民の大きな関心事となっている。

「寛容」であった受け入れ政策に変化

新規加盟国○カ国に対するEU諸国の対応は、ほとんどの国が雇面面で何らかの規制導入を打ち出している。人の出入りが完全に自由化されるのはまだ大分先のこととなりそうだ。しかし、これまではこの例外が英国とアイルラ



ンドであった。少なくとも「社会的公平」を標榜してきた英国にとって、一旦受け入れた外国人は公平に扱うべきというのがこれまでの政策方針である。英国が仮にも外国人に対する政策を「寛容な」という言葉で形容されてきた所は、例えばNHS (National Health System) と呼ばれる医療システムが、基本的に誰に対しても無料であるなど、外国人も同じ社会保障を受けられるという点にあった。公立の幼稚園や学校も無料で、児童手当や低所得者に対する援助金もある。また、難民についても申請さえ受理されれば、住居、生活費もすべて与えられるという英国は、渡航の最終目的地としての魅力を十分に兼ね備えていたと言える。五月一日のEU拡大に際し、早々と移行措置を決定したドイツやオーストリアと対照的に、労働市場を完全に開放するとしていた英国は、渡航先として依然高い人気を保っていた。しかし変化の兆候が現れたのは直前の二月二三日。政府は、新規加盟国からの労働者を対象に、最低二年間は社会保障の適用を受けられないとする規制策を発表する。就労の自由を認めつつも、社会保障制度の適

用において制限を加えるという方針への転換であった。

新規加盟国からの労働者受け入れ開始

五月一日以降、キプロスとマルタ以外の新規加盟国からの労働者が被雇用者として一カ月以上働く場合は、内務省所管の「労働者登録計画」(The Worker Registration Scheme)によって管理されることとなった。これらの新規加盟国からの労働者は、仕事を始めて一カ月以内に登録申請を行わねばならない。また職を変える場合には、再度の申請が必要とされる。一二月の間、合法的に就労した労働者には欧州経済領域(EEA)在住許可証が付与され、移動の自由が認められるほか「労働者登録計画」の管理対象者から外れることになる。ただし、社会保障番号を取得するには、最寄りの公共職業安定所において面接を受ける必要がある。これらの手続きの詳細についてはイギリス労働組合会議(TUC)は、新規加盟国からの労働者向けに「Working in the UK: Your rights at work」(英国で働く際のあなたの権利)と題するリーフレットを各国言語で作成し、法的権利に関する情報提供を行っている。

新規加盟国からの

労働者流入に対する反応

今回のEU拡大に伴う労働者の流入に対しては、英国内でも多数の研究、試算が実施され、これらに基づき悲観的、楽観的様々な主張がなされている。新規加盟国の中・東欧諸国とは地理的に離れており、また失業率も過去最低の水準にあるため、特段の移行措置が取られなかったことに対する極端な排斥運動などは今のところ起こっていない。今回のEU拡大によって経済的にプランスの効果が見込まれるとする論拠のうち、最も説得力があり、かつ実際に期待されているのが、労働力不足解消である。内務省ブランクett大臣が「鉛管工と小児科医を歓迎する」と述べたように、医療、教育、建設等の分野では約五〇万の労働力が慢性的に不足しており、高い需要が見込まれている。政府はこうした労働力については、「高技術移民プログラム(Highly Skilled Migration Programme)」をスタートさせ、高技能者の確保にかなり積極的である。一方労働界からは、かつて経験しない経済格差により英国内の賃金の引き下げ圧力になるのではという懸念の声もある。

総じて英国国民は、柔軟な労働市場を求めて新規加盟国から多くの人口が流入することは不可避であると感じている。しかし、EU拡大の前後にみる国内マスコミの論調は、必ずしもすべてが歓迎ムードというわけではない。大衆メディアが中・東欧からの労働者を指して、「充実した社会保障制度を頼りに大挙してやってくるフリーライダ候補」と表現するなど、センセーショナルな報道も散見される。一方、欧州委員会は「若く、教育水準の高い、

独身の若者」と表現するが、英国内務省の推計によれば新規加盟国からの流入数は最高でも年間一万三〇〇〇〇人としており、五〇万の労働力不足を解消することはむずかしい。

以上のようにさまざまな調査結果や推計が毎日のように発表され、そこに

個別の利害がからむ主張がなされるために、国民世論は複雑化している。現時点で言えることは、一九七一年の移民法改正以来、海外からの就労者に対して、かつてないほどの政治的、社会的関心が注がれているという点である。内務省の推計以上に多くの労働者が英

国に殺到した場合は、英国は方針を転換し、移行措置による労働者受け入れ制限を実施するのかなど、今後の国政運営の懸案となる可能性はある。「移民をどうするか？」の議論に、事実上「入れない」という選択肢はないわけだが、「どうやって受け入れるか」と

いう点については、今後も国民の大きな関心を集めて議論が展開されていくであろう。

(国際研究部 淀川京子)

ドイツ

労働力流入の域内最前線

今年五月のEU拡大後、EU域内で予想される新規加盟国からの労働力の最大の移動先はドイツである。ベルリンのドイツ経済研究所(DIW)が四月に発表した推計によると、域内自由移動実現後およそ二〇年を経た二〇三〇年の段階で、東欧の新規加盟八カ国に加盟交渉が進んでいるブルガリア、ルーマニアを加えた一〇カ国からの移住者は、現在の六〇万人から、二〇〇万〜二八〇万人の水増し増加するという。移住者の約半数が就業者と見られている。ただしドイツにおける「外国人労働問題」の観点からは、現在トルコ出身者が約一八八万人存在している(二〇〇三年末時点)現状を見ても、関心は、現在のEU領域のさらに東側に向けられている。

滞在・就労等の規定を適用する②次の三年間、ドイツ連邦政府は国内労働市場の状況を勘案して、労働力の流入制限を行うことができる③移行措置の期間は原則五年だが、労働市場への影響が深刻な場合はさらに二年間延長できる——となっている。

一方、新規加盟国の企業や自営業者は原則として自由に営業できる。ただし、建設業とビル清掃など若干の職種については、労働力移動の制限措置同様、最長七年間の移行期間が設けられている。

今回のEU拡大に際して、ドイツが当面講じる新規加盟国からの労働力移動制限措置は、EU加盟条約の取り決めに準じている。具体的には、①加盟から二年間はドイツの外国人に対する

新規加盟国のうち、労働力の送り出し国としては、とくに東欧八カ国(ポランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア)の比重が高い。これに加え、ブルガリアとルーマニアは、〇五年にEU加盟条約を締結する予定で、準備が整えば〇七年一月にも加盟するスケジュールだ。DIWは、以上の東欧一〇カ国から、いわゆる「鉄

のカーテン」崩壊後一五年間にEU(旧加盟)一五カ国に移り住んだ人が一〇〇万人にのぼるとし、そのうち六割がドイツに住んでいると指摘している。

二〇一〇年に最大二二一万人

DIWはこの東欧一〇カ国から予想される移住者数について、標準シナリオに加え、高位、低位の三つの推計を示した。それによると、現在六〇万人いる対象各国出身者は、二〇一〇年には二二一萬五〇〇〇人(高位)、一八四萬二〇〇〇人(標準)、一六五萬六〇〇〇人(低位)となる。この時点では、年間一四万人〜九万二〇〇〇人の水準で純増していくが、二〇一五年には年間四万八〇〇〇人〜二万六〇〇〇人と、徐々に数は減っていく。そして二〇三〇年に、標準シナリオで二二三萬二〇〇〇人(高位)二七八萬四〇〇〇人、低位二〇一萬一〇〇〇人)が東欧各国出身者で占められるという。

DIWはこのような推計に基づき、



東欧諸国からの労働力移動について、「賃金および雇用面ではわずかな影響しか及ぼさない」とコメントしている。現在の労働市場と雇用情勢という視点ではなく、今後数十年間の高齢化・人口減少の視点から見たとき、ドイツでは毎年二〇万人の移民受け入れが必要であるとされ、予想される東欧各国からの移住者はその一部を構成するに過ぎない。DIWは同時に、東欧からの

フランス

影響は少ないが、受け入れは段階的に

今回のEU拡大による労働者の移動は、極めて限定的であるというのがフランスの見方である。La documentation française（政府の審議会報告書や統計資料、論文集などを発行している出版社）の経済の諸問題を取り上げる雑誌『probleme economique』（五月一日号）の「移民特集」でも、「EU拡大が、既加盟EU諸国（全体）に与え

る影響」に関する記述は、わずかに一ページ弱に過ぎなかった。新規加盟国は、フランスから地理・言語・歴史的に離れていることに加え、近接しているスペインとポルトガルが加盟した際、両国からの実際の労働者の移動は極めて穏やかなものであったということも、こうした見方に影響を与えているようだ。EU委員会の予想（二〇〇一年三

月）も「新規加盟国からの労働者の八〇％が、ドイツ・オーストリアに向かう」というものであった。しかし、移民排斥を掲げる極右の候補が大善戦した二〇〇二年の大統領選でみられたように、国民の間でのナシヨナリズムの高まりの中で、国外労働者の受け入れに寛容な政策はとりがたいというのが実情である。



労働力移動はEU域内の賃金・福祉面の向上により影響を及ぼすと見ている。ドイツの労働市場については、同様の見解が専門家から出ている。ドイツ銀行チーフエコノミストのN・ヴァルター氏は、今回のEU拡大後、当面東欧諸国からドイツに流入する労働力は一年当たりドイツの就労人口の〇・五％に過ぎないとし、ドイツが若く職業資格を持った労働者を受け入れる必要があると指摘。「移動制限措置の期間を短縮し、労働市場を速やかに開放すべきだ」と主張している（四月三〇日付デイ・ヴェルト紙）。

ドイツでは六月一七日、外国からの移民受け入れに関する新法の内容について、三年以上の議論の末、与野党で合意に達した。新法は、高度な職業資格・能力を持つ労働力の受け入れを容易にする一方、移民の受入・制限に関する条件を整備し、外国人労働力のコ

ントロールを強める内容となっている。併せてテロ対策も強化されている。

このような外国人労働者問題の議論に際しては、ドイツの現状が常に意識されている。ドイツ連邦統計局が示す二〇〇三年末の国別外国人数は、トルコが約一八八万人、次いでイタリア約六〇万人、ユーゴ（セルビア・モンテネグロ市民）約五七万人と続いており、上位二カ国のうち新規加盟国はポーランドのみ（約三三万人）である（別図）。EU拡大との関連では、トルコのEU加盟交渉（今年十二月の欧州理事会で加盟交渉を開始するかどうか決定される）が日程に上った段階以降に、再度議論が高まると思われる。

（国際研究部 主任調査員・吉田和央）



こうしたなか、フランス政府は、新規加盟国からの人的移動の自由を段階的に認める方針を発表した。国内労働市場を保護することが主たる目的である。同方針によると、新規加盟国のうち賃金労働者としての就労を希望する者は、五月一日から二年間、原則的に従来通りEU域外出身者と同じ規定を適用され、フランスでの労働が制限される。ただし、自営業者や研究者など

でも、新規加盟国出身者の就労規制を強化する法整備がなされることはない。なお、フランス政府が予定している移行期間は、あくまで五年間であり、ドイツやオーストリアが既に表明しているような期間の延長（二年間）については、現在のところ検討されていない。

移行措置 をカテゴリー別に明示

このような新規加盟国の労働者受け入れに関する移行措置について、社会問題省は、「LEUROPÉ SÉLARGIT : comment la France accueillera les ressortissants des nouveaux Etats membres 2」（『ヨーロッパ、拡大するフランスは、どのように新規加盟国の国民を迎えるか』）と題する手引きを発表している。そこでは、移行期間を設定する理由、その長さ、移行のプロセス等の移行措置内容が、カテゴリー別に詳細に明示されている。カテゴリーは、「賃金労働者（原則）」「賃金労働者（例外）」「自営業者（非賃金労働者を意味し、主に個人事業主や自由業者）」「研究者」「医療関係者（医師や看護師・介護士を含む）」「求職者」「学生」の七つに設定され、賃金労働者の例外に

ついては、さらに「若年実地研修労働者（研修生）」「季節労働者」「新規加盟国のサービス業被用者」の三つに分けられている（注）。

現在フランスは、厳しい雇用情勢と特殊な人口動態のなかにある。フランスの失業率は、依然として高く、求職者は二〇〇万人以上といわれる。このため、現在実施されている雇用対策の効果を高めるためにも、新規加盟国からの労働者の受け入れは、労働市場の変化を見極めながら、段階的に行わざるを得ない。また、第二次世界大戦後、低下傾向が続いていた出生率も、二〇〇〇年現在、一・八八にまで回復し、他のEU諸国に比べ高い水準を維持している。このことは今後、労働市場に多くの若年者が供給されることを意味する。さらに、就業率の低い（EU諸国の中で極めて低い水準とされる）高齢者も、労働力の供給源となり得る潜在的な労働力であることにかわりはない。こうした状況に加え、EU拡大後の労働者の移動が極めて不透明であるということも、労働者の受入れに規制を設ける要因となっている。労働者の移動については、様々な研究をもとに予測されているが、フランスへの労働

者流入を推定することはかなり困難である。しかし、新規加盟国の国民の間で、生活・所得水準の高い他国への移住の強い憧れが、依然として存在することは事実である。フランスが新規加盟国からの労働者の受け入れを暫定的に制限することを決定した背景には、こうした事情がある。

人的移動の自由について、五年後の二〇〇九年までの完全実施を目指すフランス。その実現には、国内の労働市場の状況、特に失業率の動向が大きなカギとなる。

（注）カテゴリー別の移行措置の詳細については、労働政策研究・研修機構のHP（http://www.jil.go.jp/foreign/labour_system/2004_7/france_01.htm平成一六年八月現在）で紹介しているので参照されたい。

（国際研究部 町田敦子）

東欧

国外労働に関する世論の動向

五月からEU加盟国となった中東欧一〇カ国。従来加盟国の多くはこれら新規加盟国からの労働者に対し、労働

市場へのアクセスを制限する移行措置を講じている。一方、いわば労働者の送出し側である東欧諸国においても、

他の加盟国への移民がどれくらい生じるかが大きな議論を呼んでいる。一部の国では、国民が国外労働にどれくら





い関心をもっているか、世論調査が行われている。European Employment Observatory (EEO) が紹介するそれらの調査結果をみると、各国の移民意欲は一樣ではないことがうかがえる。移民労働への意欲は、各国の経済・雇用情勢と大きく関係する。以下では、失業率のレベルの異なる三つの国について、EEOの記事により世論の動向をみることにする。

**【ポーランド】
若者の半数が国外労働に意欲**

最も高い（二〇〇四年四月時点で一八・九％）。この国で今年の三月に行われた世論調査の結果、回答者の三二％が他の加盟国での就業意欲を持っていた（他の加盟国で積極的に仕事を探さず一八％、特別の仕事が提供されれば働いてほしい一四％）。移民への関心が特に高いのは、若者と失業者であった。二四歳以下の回答者のほぼ半数（四七％）が、他加盟国での仕事探しを考えており、そのうち四分の一は明確な意志を持っていた。また失業中の回答者の四〇％が、他加盟国での仕事探しを考えており、そのうちやはり四分の一は明確な意志を持っていた。

希望する行き先は、ドイツ（三六％）と英国（一七％）で過半数を占めていた。希望期間としては、回答者の半数が一時的な就労を望んでいた（一年以内二三五％、二年以内二一五％）。しかし、相当の長期にわたる移民の希望も約三割を占めていた（三年以上二一一％、ポーランドに帰らなくてもいい二一七％）。残りの二割は、ポーランドに住みながら国外で働くことを望んでいた。過去数年間、ポーランド人は他加盟国で働くことへの関心を一定して示しているという。

**【ハンガリー】
国外労働の希望は労働者の二％以下**

ハンガリーの失業率は、新規加盟国の中でみると相対的に低い（同 五・九％）。この国では、労働者のモビリティが低いとため、大量の国外移住が生じることはないと考えられている。様々な予測をみても、国外での仕事探しを考えている労働者は全体（約四〇〇万人）の一・二％にすぎないという。ただし若者、高学歴者ではこの割合が高くなる。ハンガリーの賃金が早くEU水準に追いつかなければ、有資格者たちが他の加盟国に吸い取られてしまうことが懸念されている。

なお、隣国のスロバキアは、新規加盟国の中ではポーランドに次いで失業率が高い。しかし国民のモビリティはハンガリーと同様に低く、やはり住居の移動を伴う労働移動は少ないと考えられている。

**【エストニア】
国外労働の意欲は低下**

エストニアの失業率は、従来加盟国一五か国の平均と比較的に近い水準にある（同九・二％）。この国で二〇〇三年一二月に行われた世論調査の結果では、他加盟国での労働意欲は低下しているという。

明確かつ一貫して国外で働く意志がある者は約三％であった。国外での働き方としては一時的な働き方（数カ月単位、あるいは時々）が好まれており、永続的に国外で働きたいという者は八％である。男性、若者では国外労働の希望が特に高い。国外労働の主な動機

は、より高い賃金である。行き先の希望としてはフィンランド、ドイツ、英国の順が多い。労働条件については、現在の仕事と同等以上の仕事、行き先の住民に匹敵する賃金という希望が六割を占めている。しかし、より資格要件の少ない仕事、より低い賃金でもいいとする回答も四割に上っている。このようにエストニアでも、国外労働の希望者の中心層は若者である。全体としては労働目的で国外に移動する者の数は相対的に少なく、労働市場に問題が生じるほどではないとされている。

なお、隣国のラトビアは失業率はエストニアより高い（同一〇・七％）が、国外移住者数の減少が続いている。二〇〇三年は約二二〇〇人であったが、インターネットユーザーに対する調査からは、潜在的な移民の可能性はより大きいと示唆され、推計では八万人を上回るといわれる。これはラトビアの就業者数（約一〇〇万人）の八％以上ということになる。

以上の調査結果は、あくまでもそれぞれの国民が国外労働にどれくらい関心を持っているかを示す、データの一つにすぎない。これらがどこまで現実のものとなるかは、今後の労働市場の発展や、経済格差がどこまで解消されるか等によって変わってくるだろう。

参考資料

EEO News letter, European Employment Observatory
EUROSTAT

(国際研究部 主任調査員・横田裕子)